

# みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

## TOPIC

### 損害保険の契約者保護の仕組み

## ソルベンシー・マージン比率の見直しへ!!

#### 早期是正措置

損害保険の契約者保護の仕組みとして、保険会社の経営破たんを未然に防ぐための行政による監督手法として、「早期是正措置」があります。保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合に、早期に経営の健全性の回復を図るため、金融庁長官が改善計画の提出・実行、事業費抑制、一部業務縮小などを命じるというものです。それでは、この措置の発動基準であるソルベンシー・マージン比率とは、どのようなものなのでしょうか。

#### ソルベンシー・マージン比率

保険会社は、保険金支払いや積立型保険の満期返戻金の支払いに備えて、準備金を積み立てていますが、たとえ、巨大な災害や保険会社の資産価格の大幅な下落など、通常の予測を超えるリスクが発生した場合であっても、十分な支払能力を持っていないければなりません。この通常の予測を超えるリスクに対し、保険会社がどれだけ支払能力を持っているかを数字で示したものが「ソルベンシー・マージン比率」です。これは、各保険会社のディスクロージャー誌に掲載されています。

この比率は、通常の予測を超えるリスクに相当する金額に対し、これに備えて保険会社が用意している資本金など（ソルベンシー・マージン）の割合で、以下の式で求められます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{資本金・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超えるリスク} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

ソルベンシー・マージン比率は、通常200%以上

であれば、その保険会社の経営の健全性に問題はないとされています。200%を下回っても通常の予測を超えるリスクが発生しなければ、保険金支払いに支障はありませんが、金融庁ではソルベンシー・マージン比率の水準に応じて、業務改善命令などの早期是正措置をとります。

#### 《早期是正措置の内容》

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分 (下段:ソルベンシー・マージン比率)	措置の内容
非対象区分 200%以上	なし
第一区分 100%以上200%未満	・経営の健全性を確保するための改善計画の提出・実行
第二区分 0%以上100%未満	・保険金支払能力を充実させる計画の提出・実行 ・配当、役員賞与の禁止または抑制 ・営業所、事務所における業務の縮小 など
第三区分 0%未満	・期限付の業務停止命令 (全業務または一部の業務)

#### 算出方法は見直しへ

このソルベンシー・マージンの算出方法については、平成24年3月期から見直しが予定されており、平成23年3月期についても、参考値として、新基準での値が、前倒しで公表される予定です。見直し後は、算出する際の分母にあたるリスク係数が高められる等により、各社のソルベンシー・マージン比率が下がることが予想されます。しかし、比率が下がったとしても、損害保険会社の財務内容が変わるわけではありません。より実態に合った指標が示されるだけで、心配の必要はありません。